

株式会社 沖縄海邦銀行

〒900-8686 那覇市久茂地2丁目9番12号

振り込め詐欺救済法に関する照会窓口について

平成 20 年 6 月 21 日、振り込め詐欺救済法（犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払等に関する法律）が施行されております。

この法律は、振り込め詐欺等の犯罪により、金融機関の口座に振り込まれ滞留している犯罪被害金を、被害に遭われた方に被害回復分配金として支払う手続等について定めたものです。

株式会社 沖縄海邦銀行（頭取：上地英由）では、振り込め詐欺の被害に遭われた方からのご照会・ご相談をはじめ、被害回復の申請手続のサポートまで対応させていただくため、振り込め詐欺救済法に関する照会窓口として、下記のフリーダイヤルを設置しております。

被害に遭われたお心当たりのある方は、お気軽にご相談ください。

振り込め詐欺救済法照会ダイヤル

0 1 2 0 - 4 6 1 - 3 5 4

受付時間：月～金曜日 9：00～17：00

（祝日・年末年始を除く）

- ※ 被害に遭われた方は、直ちに警察とお振込先の金融機関にご連絡ください。
- ※ 公告に関する情報は預金保険機構のホームページをご確認ください。
預金保険機構のホームページ <https://furikomesagi.dic.go.jp/>
- ※ 本手続に関し、公共機関や銀行が手数料や保証料の振込みを依頼することはございません。また、ATMに誘導し操作を依頼することもございませんので、ご注意ください。

以上